

令和 7 年度非食用農作物専用農薬安全性評価検討会開催要領

1. 目的

昭和 46 年 3 月農林省告示第 346 号（農薬取締法第 4 条第 1 項第 6 号から第 9 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第 4 号に基づき環境大臣が個別の農薬ごとに定める水質汚濁に係る農薬登録基準の設定及び農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 8 条に基づく同基準の再評価に関し、非食用農作物のみに使用される農薬その他の食品安全委員会で一日摂取許容量（以下「ADI」という。）が設定されない農薬等（以下「非食用農作物専用農薬等」という。）について、中央環境審議会での審議に先立ち、毒性、環境中運命等に関する専門的な観点から安全性評価を行うことを目的として、標記検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

2. 構成

検討会は、農薬の毒性、環境中運命等に関する専門家であって水・大気環境局長が依頼した検討委員をもって構成する。

3. 検討事項

検討会は、非食用農作物専用農薬等に係る以下の事項を行う。

- （1）農薬登録申請者より提出された毒性、環境中運命等に関する各種試験結果の精査
- （2）環境省又は消費者庁が設置した審議会、FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）等の国際機関、外国政府が作成した農薬に係る安全性評価文書等を、検討会における安全性評価に用いるか否かの判断
- （3）（1）及び（2）のデータに基づき、非食用農作物専用農薬等に係る ADI（案）（以下「非食用農薬 ADI（案）」という。）の策定の要否の決定及び非食用農薬 ADI（案）の策定
- （4）農薬の再評価における非食用農薬 ADI（案）の策定等に必要な毒性試験について必要に応じた事前の確認
- （5）前 4 号に掲げるもののほか、農薬の安全性評価に関連する技術的事項の検討

4. 座長

- （1）検討会に座長を置く。
- （2）座長は、検討委員の互選によってこれを定める。
- （3）座長は、検討会の議事運営にあたる。
- （4）座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する検討委員がその

職務を代行する。

5. 庶務

検討会の庶務は、環境省水・大気環境局環境管理課農薬環境管理室において処理する。

6. 情報公開

- (1) 検討会は、公開することにより企業の知的財産等が開示され、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあることから、原則非公開とする。
- (2) 検討会における検討過程の透明性を確保する観点から、議事要旨を公開するものとする。

7. 検討に当たっての留意事項

- (1) 3 (1) から (4) までに規定する事項の検討を行う場合にあっては、以下のアからエまでのいずれかの場合に該当する検討委員は、その旨を座長に申し出た上で、当該検討が行われている間、会議場から退室するものとする。ただし、当該検討委員の発言が特に必要であると座長が判断した場合はこの限りではない。

ア. 当該物質を有効成分とする農薬に関し、農薬取締法に基づく農林水産大臣の登録を現に受け、又は申請中である者（以下「登録保有者等」という。）である場合

イ. 登録保有者等の役員等に就任し、又は就任していた場合

ウ. 登録保有者等から研究費を受けたことがある場合（所属する研究機関等として研究費を受けた場合であって、登録保有者等が当該研究費の使用者を指定していないとき、その他登録保有者等との特別の利害関係を有しないと判断される場合を除く。）

エ. アからウまでに定めるもののほか、登録保有者等と特別の利害関係を有することその他検討の公正な実施を妨げるおそれがあると認められる場合

- (2) 3 (1) から (4) までに規定する事項の検討を行う場合であって、当該物質の毒性、環境中運命等に係る試験結果報告書その他当該物質の毒性、環境中運命等に係る資料を用いるときは、当該資料を作成し、又は作成に協力した検討委員は、その旨を座長に申し出た上で、当該資料については発言することはできない。ただし、当該検討委員の発言が特に必要であると座長が判断した場合に限り、当該検討委員は意見を述べることができる。

8. その他

- (1) 関係法令の改正により、本要領中の組織名、条項等に変更があった場合には、当該記載を関係法令の改正後の内容に読み替えるものとする。
- (2) 本開催要領は、令和7年6月4日から、適用する。